

農林水産物産地直売所及びふれあい体験施設実態調査に係る審査基準

本業務における委託契約の候補者選定に当たっては、審査委員会による審査を行うこととし、審査方法等については次のとおりとする。

1 審査方法

本業務に応募があった提案については、愛知県が設置する審査委員会に諮ることとし、審査に当たっては、審査項目ごとに配点でもって評価し、その合計点により順位を決定する。

ただし、各審査項目において、一つでも不適切との評価がある場合、総合的に見て不十分と判断される場合、委託業務を遂行する能力がないと認められる場合等は、合計点にかかわらず採択しないものとする。

2 審査項目及び評価方法

(1) 審査項目は、次の4つとする。

I 調査実施体制について

II 調査実施方法等について

III 見積経費について

IV 調査結果やネットワークを活用した都市農村交流等の推進方法について

(2) 評価方法は、上記審査項目ごとに下表の配点で評価する。

評価区分	配点
A 大変優れている	5点
B 優れている	4点
C 普通である	3点
D 普通よりやや劣る	2点
E 普通より劣る	1点
F 不適切である又は評価できる記載がない	0点

3 審査項目の具体的な内容

I 調査実施体制について

ア 雇用の創出効果は高いか。

【判断基準】

○新規雇用の失業者数の人数を基準に判断する。

イ 組織体制や配置体制は必要かつ十分か。

【判断基準】

- 組織体制は、本業務を受託するに適した人的資源を有しているか。
- 配置体制及び作業スケジュールは、本業務を実施するに適したものとなっているか。

II 調査実施方法等について

ア 本業務の基本方針は適切か。

【判断基準】

- 本業務の目的を理解した内容となっているか。

イ 調査実施方法等は適切か。

【判断基準】

- 調査実施方法は、調査目的を達成できるものとなっているか。
- バナー作成は、視覚的に優れたものを作成できる能力があるか。

III 見積経費について

ア 見積金額は妥当か。

【判断基準】

- 事業費に占める人件費割合が概ね7割以上となっているか。
- 事業に従事する全労働者に占める新規雇用する失業者の数の割合が概ね4分の3以上となっているか。

IV 調査結果やネットワークを活用した都市農村交流等の推進方法について

【判断基準】

- 今回の調査により得た結果やネットワークを活かした今後の取組が、都市農村交流等の推進につながるか。